

大阪広域環境施設組合条例第5号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(一般職員の期末手当)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に定める職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前の組合規則で定める期間（以下「調査対象期間」という。）における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数（欠勤その他の組合規則で定める事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の日数をいう。以下同じ。）を減じた日数をいう。以下同じ。）の区分（第2号に掲げる職員にあつては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分）に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員期末手当基礎額に</p>	<p>(一般職員の期末手当)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員期末手当基礎額に</p>

<p>100 分の 112.5 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの (これらの職員のうち、組合規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。) にあつては、<u>100 分の 92.5</u>) を乗じて得た額</p> <p>(2) 再任用職員 期末手当基礎額に <u>100 分の 62.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100 分の 52.5</u>) を乗じて得た額</p> <p>[ 3～5 略]</p>	<p>100 分の 127.5 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの (これらの職員のうち、組合規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。) にあつては、<u>100 分の 107.5</u>) を乗じて得た額</p> <p>(2) 再任用職員 期末手当基礎額に <u>100 分の 72.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100 分の 62.5</u>) を乗じて得た額</p> <p>[ 3～5 同左]</p>
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

第 2 条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(一般職員の期末手当)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 前項に定める職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前の組合規則で定める期間 (以下「調査対象期間」という。) における実勤務日数 (所定の勤務日の日数から欠勤等の日数 (欠勤その他の組合規則で定める事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の日数をいう。以下同じ。) を減じた日数をいう。以下同じ。) の区分 (第 2 号に掲げる職員にあつては、1 週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分) に応じ、それぞれ 100 分の 100 を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額とす</p>	<p>(一般職員の期末手当)</p> <p>第 2 条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p>

<p>る。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に <u>100 分の 120</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの（これらの職員のうち、組合規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100 分の 100</u>）を乗じて得た額</p> <p>(2) 再任用職員 期末手当基礎額に <u>100 分の 67.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100 分の 57.5</u>）を乗じて得た額</p> <p>[ 3～5 略 ]</p>	<p>(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に <u>100 分の 112.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの（これらの職員のうち、組合規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100 分の 92.5</u>）を乗じて得た額</p> <p>(2) 再任用職員 期末手当基礎額に <u>100 分の 62.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100 分の 52.5</u>）を乗じて得た額</p> <p>[ 3～5 同左 ]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。